

荒尾市大島浄化センター等運転管理業務委託

募集要項

令和3年6月25日

荒尾市企業局

目 次

第1章 本事業の目的と概要.....	1
1 本事業の目的.....	1
2 本書の位置づけ.....	1
3 本事業の概要.....	1
(1) 本事業の名称.....	1
(2) 対象施設.....	1
(3) 対象業務.....	2
4 事業期間等.....	2
5 本事業におけるリスク.....	2
6 使用する言語、単位及び通貨.....	2
7 遵守すべき関係法令等.....	3
8 提案価格の上限及び支払い条件.....	3
(1) 提案価格の上限.....	3
(2) 支払い条件.....	3
9 電力の調達に関する留意事項.....	4
10 入札保証金.....	4
第2章 事業者の選定に関する事項.....	5
1 応募資格に関する事項.....	5
(1) 応募者の構成等.....	5
(2) 共通の応募資格要件.....	5
(3) 運転管理業務を担う企業の応募資格要件.....	7
(4) 応募者が応募資格要件を喪失した場合の取扱い.....	7
2 プロポーザルの実施スケジュール.....	8
3 応募申込みの手続き.....	8
(1) 現地見学会の開催.....	8
(2) 縦覧資料の提供.....	9
(3) 質問の受付及び回答.....	9
(4) 応募資格確認申請書の受付.....	9
(5) 応募資格確認結果の通知.....	9
(6) 応募の辞退.....	10
(7) 事業提案書の受付.....	10
(8) 費用の負担.....	10
(9) プロポーザルの提案書の使用等.....	10
(10) プロポーザルに関する留意事項.....	11

(11) プロポーザルの成立.....	11
(12) プロポーザルの中止等.....	11
4 事業者選定手続き.....	11
(1) 委員会の設置.....	11
(2) 審査の方法.....	12
(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施.....	12
(4) 最優秀提案者の選定及び優先交渉権者の決定.....	12
(5) 選定結果の通知及び公表.....	12
第3章 契約手続き.....	13
1 業務委託契約の締結.....	13
2 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	13
3 次点交渉権者との交渉.....	13
4 契約に要する費用の負担.....	13
第4章 その他.....	14
1 必要事項等の追加.....	14
2 応募者の名称の公表.....	14
3 問合せ先.....	14

【募集要項添付書類】

- 添付書類1 業務要求水準書
- 添付書類2 業務委託契約書（案）
- 添付書類3 モニタリング実施要領（案）
- 添付書類4 事業者選定基準
- 添付書類5 提出書類作成要領及び様式集

第1章 本事業の目的と概要

1 本事業の目的

下水道は市民生活において、止めることのできない重要なインフラであり、建設から維持管理時代に移行した今、終末処理場等の運転管理業務は非常に重要である。

現在、全国的に人口減少や節水意識の向上などにより、水需要の低下による料金収入が伸び悩む中、荒尾市（以下「市」という。）の下水道施設は、供用開始から污水处理施設は35年以上、雨水排除施設は45年以上経過し、老朽化対策や地震や豪雨といった自然災害に対する備えも急務と捉えるとともに、これらを管理していく市技術職員の減少や技術の継承も重要課題である。

これらの課題解決に向けた一環として、これまでも荒尾市大島浄化センターの運転管理業務については雨水排除施設と併せ包括的に委託を行ってきたが、本事業は、より一層の民間ノウハウによる経済性も持った業務効率化を目指し、サービスの水準の向上を図るものである。

そこで、本事業の遂行能力を有する民間企業より、透明性及び公平性を確保しながら、実績及び信頼性を有する優れた者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定を行う。

2 本書の位置づけ

本募集要項は、プロポーザルで事業者を選定するに当たり、応募者を対象に交付するものであり、以下の添付書類は募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。

- 添付書類1 業務要求水準書
- 添付書類2 業務委託契約書（案）
- 添付書類3 モニタリング実施要領（案）
- 添付書類4 事業者選定基準
- 添付書類5 提出書類作成要領及び様式集

3 本事業の概要

(1) 本事業の名称

荒尾市大島浄化センター等運転管理業務委託

(2) 対象施設

本事業の対象施設は下記のとおり。詳細は「添付書類1 業務要求水準書」において規定

する。

- ・荒尾市大島浄化センター
- ・併設雨水ポンプ場
- ・大島雨水ポンプ場
- ・西原雨水ポンプ場
- ・各雨水ゲート

(3) 対象業務

対象業務は次に掲げるものとし、各業務に関する詳細は「添付書類1 業務要求水準書」に定める。

- ・業務書類作成
- ・運転管理業務
- ・保全管理業務
- ・緊急時・災害時対応業務
- ・対象施設の機能等の確認及び引継業務
- ・その他業務

4 事業期間等

本事業の事業期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、市から事業者への事業引継ぎに要する期間は業務委託契約期間に引継ぎ期間として含めるものとし、引継ぎ期間は、業務委託契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

5 本事業におけるリスク

本事業においては、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、質の高いサービスの提供を目指す。市と事業者は、本事業の対象業務の範囲において各々が担う業務についてそのリスクを分担するが、不可抗力等いずれの当事者の責にも帰すことのできないリスクについては、この限りではない。リスクの分担の詳細については、「添付書類2 業務委託契約書（案）」を参照。

6 使用する言語、単位及び通貨

使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円とする。

7 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり、関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規定、規程及びガイドライン等を含む）を遵守するものとする。

8 提案価格の上限及び支払い条件

(1) 提案価格の上限

提案価格の上限は、11億8,820万円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。事業期間中のサービス対価A（固定）、サービス対価B（変動）、サービス対価C（修繕）の合計額を提案価格書（様式4-1）に記載する際は、当該上限を超えないように留意すること。

なお、提案価格の算出に当たっては、下記に示す流入予定水量を前提とすること。

種別	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
流入予定水量	千m ³ /年	4,000	4,360	4,360	4,360	4,360

※ 令和5年度より桜山浄化センターを廃止し、大島浄化センターに統合するため、流入予定水量が増加する。

また、サービス対価C（修繕）については、提案価格内訳書（様式4-2）に市が入力済みの3千万円から変更しないこと。

(2) 支払い条件

市は、業務委託契約書の規定に従い、下記のとおり、履行する業務等に対し、その対価を事業者に支払う。

	該当する費用	支払い方法
サービス対価A (固定)	本事業実施に必要な全ての費用のうち、サービス対価B及びサービス対価Cに該当する費用以外のもの	事業提案書をふまえて契約書に定める額を、令和4年度以降の四半期ごとに支払う。
サービス対価B (変動)	電気代（高圧）の従量料金相当額、ポリ硫酸第二鉄及び高分子凝集剤の調達費用	提案価格内訳書に定める単価（千円/千m ³ ）に、実際の流入水量（汚水）を乗じた金額（1円未満の端数切捨）を、令和4年度以降の四半期ごとに支払う。
サービス対価C (修繕)	修繕費	令和4年度以降の四半期ごとに、事業者が実際に修繕に要した費用を支払う。年間3千万円（消費税及び地方消費税を除く）を目安とするが、年度毎の精算は行わず、令和8年度に調整するため、修繕費の見直しについて綿密に市に報告すること。

9 電力の調達に関する留意事項

本事業において、事業者は「有明エネルギー株式会社」から電力を調達しなければならない。

したがって、提案価格の算出に当たっては、同社から調達する前提で電気代を見込むこと。

10 入札保証金

入札保証金は免除する。

第2章 事業者の選定に関する事項

1 応募資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者の形態は、単独企業又は複数の構成企業による共同事業体のいずれも可とする。
- 2) 共同事業体で応募する場合は、構成企業のうち1者を、代表企業として定めることとする。
- 3) 共同事業体で応募する場合、代表企業は、本事業の応募に係る手続のすべてを行う。代表企業以外の構成企業が、代表企業の代わりに手続を行うことはできない。
- 4) 共同事業体で応募する場合、構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。応募資格申請時において各々の構成企業が携わる業務について明らかにするものとする。
- 5) 応募者（共同事業体の場合は構成企業）は、他の応募者の構成企業となることはできない。

(2) 共通の応募資格要件

応募者（共同事業体の場合はすべての構成企業）は、次の各号に挙げる条件をすべて満たすものとする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- 2) 荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第37号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- 3) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- 4) 応募資格確認基準日において、国税、県税及び市税に未納の税額がない者であること。
- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く）がなされていない者であること。
- 6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立（ただし、

再生手続開始の決定を受けている場合を除く) がなされていない者であること。

- 7) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力（下表に示すもの）を有していること。

評価項目	指標評価	内容
資力	事業キャッシュフロー 総キャッシュフロー	既存の事業活動の中で資金が生み出されているか。なお、次のいずれかの場合は失格、又は、代替信用補完措置が必要となる。 ・事業キャッシュフローが3期連続で総額がマイナス値 事業利益－支払利息及び割引料＋減価償却費 (事業利益＝営業利益＋受取利息＋配当金) ・総キャッシュフローが3期連続で総額がマイナス値 当期純損益－配当及び役員賞与＋減価償却費
信用力	経常収支 自己資本力	過去の経営状況を反映した総合的な信用力があるか。なお、次のいずれかの場合は失格、又は、代替信用補完措置が必要となる。 ・経常収支が3期連続で赤字（経常利益がマイナス） ・自己資本金（純資産の部合計）が3期連続で債務超過となっている。
債務返済能力	利払能力 有利子負債比率	債務を負担し得る能力があるか。なお、次のいずれかの場合は失格、又は、代替信用補完措置が必要となる。 ・利払能力(※)の最近期の値が1.0未満 ※(事業損益＋減価償却費)÷支払利息及び割引料 ・有利子負債比率(※)の最近期の値が100%以上 ※有利子負債÷使用総資本 (使用総資本＝流動資本＋固定資産＋繰延資産＋割引譲渡手形)
代替信用補完措置	個々の補完措置につき判断	代替信用補完措置が必要である場合、第三者による履行保証等、適切な措置が付されているか。

- 8) 本事業の事業者選定支援業務に関与した者でないこと。また、本事業の事業者選定支援業務に関与した者の関連会社（応募者（共同事業体の場合は構成企業）の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは応募者（共同事業体の場合は構成企業）の代表権を有する役員を兼ねている企業等）でないこと。

なお、本事業の事業者選定支援業務に関与した者は次のとおりである。

- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- ・日本水工設計株式会社

・弁護士法人ほくと総合法律事務所

9) 本事業の評価委員が所属する企業、その親会社又は子会社でないこと。また、最優秀提案者決定までの間に委員に対して故意の接触を行っていないこと。

10) 九州地区内に本店、支店、営業所又はそれに準じる事務所を有すること。

(3) 運転管理業務を担う企業の応募資格要件

応募者が単独企業の場合は応募者が、共同事業体の場合は構成企業のいずれかが、以下に挙げるすべての条件を満たすものとする。

- 1) 地方自治体で、現有処理能力12,000m³/日以上で、標準活性汚泥法による水処理、汚泥処理を一連とする分流式下水道終末処理場の運転管理業務に関し、本公告開始日において、過去10年以内に包括的民間委託レベル2以上かつ、同一終末処理場で3年以上継続して運転管理業務を行った実績を有すること。
- 2) 元請けとして、下水道終末処理場の常時人員配置による24時間監視体制の受託実績を有すること。
- 3) 事業期間中「総括責任者」として下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者を配置できること。
- 4) 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく下水道処理施設維持管理業者登録を有すること。
- 5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1項または第15条第1項の規定により、「機械器具設置工事」及び「電気工事」につき、一般建設業または特定建設業の許可を受けた者であること。

(4) 応募者が応募資格要件を喪失した場合の取扱い

- 1) 応募資格確認基準日（応募資格確認申請書の提出期限日）から事業提案書提出日までの間に、応募者の構成企業が応募資格要件を欠くに至った場合は、プロポーザルに参加することができない。ただし、共同事業体で応募する場合に、応募資格要件を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格要件の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加を認める。この場合、応募資格を失った構成企業は共同事業体から除外すること。
- 2) 事業提案書提出日から優先交渉権者決定日までの間に、応募者の構成企業が応募資格要件を欠くに至った場合、市は事業者選定の評価対象から除外する。ただし、応募資格要件を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追

加をした場合は評価対象とすることを認めるものとする。

- 3) 優先交渉権者決定日から業務委託契約の締結日までの間に、優先交渉権者（共同事業体の場合はその構成企業）が応募資格要件を欠くに至った場合であっても、市が認めた場合においては、優先交渉権者は失格とならず、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

2 プロポーザルの実施スケジュール

本事業のプロポーザルは、以下の日程で行う。

募集要項等の公表	令和3年6月25日
現地見学会参加申込	募集要項等の公表から令和3年7月2日まで
縦覧資料提供希望の受付	募集要項等の公表から令和3年7月2日まで
現地見学会の開催	令和3年7月6日から7月7日の間
質問（1回目）の受付	募集要項等の公表から令和3年7月13日まで
質問（1回目）への回答	令和3年7月20日
質問（2回目）の受付	質問(1回目)への回答の公表から令和3年7月28日まで
質問（2回目）への回答	令和3年8月4日
応募資格確認申請書の受付	募集要項等の公表から令和3年8月6日まで
応募資格審査結果の通知	応募資格確認申請書の受付の1週間程度後
事業提案書等の提出期間	応募資格確認結果受領後から令和3年9月17日まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和3年11月中下旬
優先交渉権者の決定	令和3年11月下旬
優先交渉権者の公表及び結果通知	令和3年11月末
業務委託契約の締結	令和3年12月末
引継ぎ期間	業務委託契約締結日～令和4年3月31日
事業開始	令和4年4月1日0時

(注) 応募状況によって、日程を変更する場合がある。

3 応募申込みの手続き

(1) 現地見学会の開催

応募者に対して、令和3年7月6日(火)から7(水)の間で、現地見学会を実施する。

参加希望者は、「現地見学会参加申込書（様式1-1）」に必要事項を記入の上、電子メールに添付して、「第4章 その他」の「3 問合せ先」に記載のメールアドレス宛に7月2日(金)午後5時までに送信すること。その後、市からの返信をもって受信確

認とするが、市からの返信が無い場合は、電話で市に確認すること。なお、参加者は1社あたり5名までとする。

また、現地見学会では質疑回答の機会は設けない。

(2) 縦覧資料の提供

市は、応募者に対して、本事業に関する縦覧資料を提供（CD-Rでの配布）する。

提供希望者は、7月2日(金)午後5時までに、「第4章 その他」の「3 問合せ先」に記載のメールアドレス宛に提供希望する旨のメールを送信すること。その後、市からの返信をもって受信確認とするが、市からの返信が無い場合は、電話で市に確認すること。

その後、縦覧資料の提供方法（荒尾市企業局総務課または現地見学会での配布）について、市から連絡する。

(3) 質問の受付及び回答

質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書（様式1-2）」に記入の上、電子メールに添付して、「第4章 その他」の「3 問合せ先」に記載のメールアドレス宛に送信すること。その後、市からの返信をもって受信確認とするが、市からの返信が無い場合は、電話で市に確認すること。なお、1回目の受付期間は募集要項等の公表後から7月13日(火)午後5時まで、2回目の受付期間は1回目の質問への回答の公表後から7月28日(水)午後5時までとする。

質問への回答は、1回目の分については7月20日(火)、2回目の分については8月4日(水)を目途に、市のホームページに掲載（質問者名は非公表）するものとする。

(4) 応募資格確認申請書の受付

応募者は、応募資格確認申請書を、次のとおり提出すること。なお、提出書類の作成については、「添付書類5 提出書類作成要領及び様式集」に従うこと。

1) 提出期間

募集要項等の公表後から令和3年8月6日(金)まで
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く）

2) 提出方法

「第4章 その他」の「3 問合せ先」に記載の電話番号に電話し、事前に提出日時を伝えた上で、持参または郵送（書留）により提出すること。

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認結果については、応募者に対し、応募資格確認申請書受付の1週間後を目途に、「応募資格確認通知書」により通知する。応募資格確認結果の通知により応募

資格を有していないとされた応募者は、市に対して説明を求めることができる。市は、当該応募者に対して「応募資格確認結果に関する説明要求回答書」により回答する。

(6) 応募の辞退

応募資格確認申請書を提出した者が応募を辞退する場合は、事業提案書等の提出期限日までに「応募辞退届（様式3-1）」を持参または郵送（書留）により提出すること。

(7) 事業提案書の受付

市により応募資格を有する旨の通知を受けた応募者は、事業提案書等を次のとおり提出すること。

1) 提出書類

提出書類の作成については、「添付書類5 提出書類作成要領及び様式集」に従うこと。

2) 提出日

応募資格確認結果受領後から令和3年9月17日(金)まで
受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く）

3) 提出方法

「第4章 その他」の「3 問合せ先」に記載の電話番号に電話し、事前に提出日時を伝えた上で、持参または郵送（書留）により提出すること。

(8) 費用の負担

プロポーザルに係る費用については、全て応募者の負担とする。

(9) プロポーザルの提案書の使用等

- 1) 応募者から提出された事業提案書は返却しない。なお、契約に至った事業者以外の提案書は、市で責任をもって処分する。
- 2) 応募者（プロポーザルを辞退した者も含む）は、市が提供する資料を本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。
- 3) 提出された事業提案書等の著作権は応募者に帰属するが、公表、展示、その他市が必要と認めるときは、応募者の了解を得た上で、市はこれを使用できるものとする。

(10) プロポーザルに関する留意事項

1) 提出書類の差し替え等の禁止

応募者は、提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出をすることができない。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。

2) 失格要件

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- ① 提出方法、提出期限又は様式に適合しないもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があるもの
- ③ 提案価格書の記名押印及び金額の記載がないとき又は金額を訂正したとき
- ④ 提案価格書記載の金額、記名、件名または印影が認知しがたいとき
- ⑤ 談合その他不正の行為があったと認められるもの
- ⑥ その他不相当と認めるもの

(11) プロポーザルの成立

プロポーザルは、応募者が1者となった場合も行うことができる。

(12) プロポーザルの中止等

事業者の選定を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザルの執行延期、再募集公告又はプロポーザルの中止等の対処を図る場合がある。

4 事業者選定手続き

事業者選定手続きは次のとおり実施する。詳細は「添付書類4 事業者選定基準」に示す。

(1) 委員会の設置

市は、応募者から提出された提案書の記載内容の評価に当たって、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、有識者等を含む「荒尾市大島浄化センター等運転管理業務委託評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、以下の委員により構成される。

川越保徳（熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター 教授）

加藤浩司（国立高専機構有明工業高等専門学校創造工学科人間・福祉工学系 准教授）

仲田裕一郎（熊本県土木部道路都市局下水環境課 課長）

北原伸二（荒尾市産業建設部 部長）

富安啓二（荒尾市企業局 局長）

（２）審査の方法

審査の方法の詳細は、「添付書類４ 事業者選定基準」のとおりとする。

市は提案内容の確認のために必要と判断した場合に、応募者に対して提案内容の詳細を求め、場合によっては追加提案資料として提出させることがある。

（３）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

市は、提案内容の確認のため、応募者によるプレゼンテーション及び委員会によるヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングの実施時期は、令和３年１１月中下旬（予定）とし、日時、場所等を事前に応募者に通知することとする。

（４）最優秀提案者の選定及び優先交渉権者の決定

委員会は、「添付資料４ 事業者選定基準」に従い最優秀提案者を選定する。市は委員会の審査結果をふまえ、優先交渉権者を決定するものとする。

（５）選定結果の通知及び公表

市は、委員会における審査及び選定の結果をとりまとめて、速やかに応募者に対して「審査結果通知書」により通知するとともに、市のホームページで公表する。優先交渉権者は公表し、次順位以下は匿名化する。なお、電話及びメールによる問い合わせには応じない。

第3章 契約手続き

1 業務委託契約の締結

市と優先交渉権者は、「添付書類2 業務委託契約書（案）」に基づき、業務委託契約を締結する。

2 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

業務委託契約及び同契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、市と優先交渉権者は、誠意をもって協議する。

3 次点交渉権者との交渉

市は、優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次点以下となった応募者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託契約について交渉を行うことができる。

4 契約に要する費用の負担

契約に要する必要の負担は、全て優先交渉権者の負担とする。

第4章 その他

1 必要事項等の追加

募集要項に定める事項以外にプロポーザルの実施に当たって、必要な事項が生じた場合には、応募資格確認結果の通知前においては市のホームページを通じて、また、応募資格確認結果の通知後においては応募者に書面で通知する。

2 応募者の名称の公表

市は、優先交渉権者以外の応募者の名称を公表しない。

3 問合せ先

荒尾市企業局総務課

所在地 〒864-0032 荒尾市増永1903番地

電話番号 0968-64-3350

電子メール kigyous@city.arao.lg.jp